

社団法人全日本配合飼料価格・畜産安定基金定款

昭和 48 年 3 月 12 日	許 可	平成 2 年 3 月 30 日	変更認可
昭和 49 年 1 月 25 日	変更認可	平成 3 年 7 月 31 日	変更認可
昭和 50 年 3 月 31 日	変更認可	平成 8 年 12 月 10 日	変更認可
昭和 51 年 5 月 6 日	変更認可	平成 9 年 2 月 28 日	変更認可
昭和 51 年 8 月 24 日	変更認可	平成 9 年 11 月 10 日	変更認可
昭和 52 年 3 月 30 日	変更認可	平成 11 年 7 月 12 日	変更認可
昭和 52 年 7 月 8 日	変更認可	平成 14 年 7 月 26 日	変更認可
昭和 53 年 4 月 3 日	変更認可	平成 15 年 1 月 31 日	変更認可
昭和 53 年 9 月 11 日	変更認可	平成 16 年 3 月 31 日	変更認可
昭和 55 年 1 月 17 日	変更認可	平成 16 年 7 月 23 日	変更認可
昭和 55 年 7 月 17 日	変更認可	平成 18 年 7 月 19 日	変更認可
昭和 56 年 6 月 12 日	変更認可	平成 19 年 7 月 30 日	変更認可
昭和 56 年 8 月 3 日	変更認可	平成 19 年 12 月 17 日	変更認可
昭和 59 年 9 月 14 日	変更認可	平成 20 年 4 月 17 日	変更認可
昭和 60 年 6 月 28 日	変更認可	平成 21 年 4 月 23 日	変更認可

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人全日本配合飼料価格・畜産安定基金（以下「基金」という。）という。

(目 的)

第 2 条 基金は、原料価格に起因する配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経営者の損失を補てんすること及び畜産経営安定長期平均払事業（以下「平均払事業」という。）の円滑な実施の促進を図ることにより、畜産経営の安定を図り、もって畜産の健全な発展に資することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 配合飼料の価格差補てん契約及び異常価格差補てん交付金交付契約の締結、通常補てん積立金の徴収及び返還、異常補てん積立金の徴収並びに通常価格差補てん金及び異常価格差補てん金の交付
- (2) 平均払事業に係る損失の補償及び必要原資の融通並びに平均払事業の促進のための助成
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(事 務 所)

第 4 条 基金は、主たる事務所を東京都港区麻布台二丁目 2 番 1 号に置き、理事会の議決を経て必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第 5 条 削 除

第 2 章 会員

(会員の種類及び資格)

第 6 条 基金の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって社員とする。

2 正会員となる資格を有する者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 畜産経営者
- (2) 畜産物の共同仕入れ又は販売を行う者
- (3) 関税込率法（明治 43 年法律第 54 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、税関長の承認をうけた飼料製造工場（以下「承認工場」という。）において、配合飼料の製造を行う者
- (4) 前号に掲げる者が組織する団体であって、全国の区域を地区とするもの
- (5) 基金と類似の目的を有する民法第 34 条の規定により設立された法人であって、その目的とする事業が一の都道府県の区域を地区とするもの
- (6) 独立行政法人農畜産業振興機構
- (7) その他基金が適当と認める者

3 基金の目的に賛同する者は、理事会の承認を得て、賛助会員となることができる。

(入会預り金)

第 7 条 正会員は、入会に当たり 1 口以上の預り金を預けなければならない。

2 預り金 1 口の金額は、10 万円とし、全額を一時に預けるものとする。

3 基金は、正会員が脱退し、払戻しの請求があったときは、入会預り金を返還するものとする。ただし、脱退した日から 1 年を経過した場合には、この限りでない。

4 基金は、脱会した正会員が基金に対して支払うべき債務があるときは、前項の規定により返還すべき額と相殺することができる。

(加 入)

第 8 条 基金の正会員になろうとする者は、氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地を記載した加入申込書に、次に掲げる書類を添付して基金に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 第 6 条第 2 項第 1 号に掲げる者

- ア 常時飼養する家畜の飼養頭羽数及び年間の配合飼料の使用量を記載した書面
- イ 法人の場合にあつては、定款並びに代表権を有する者の氏名及び住所を記載した書面
- ウ その他基金が必要と認める書面

(2) 第 6 条第 2 項第 2 号に掲げる者

- ア 定款又は規約
- イ 代表権を有する者の氏名及び住所を記載した書面
- ウ その他基金が必要と認める書類

(3) 第 6 条第 2 項第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる者

- ア 定 款

イ 代表権を有する者の氏名及び住所を記載した書面

ウ その他基金が必要と認める書類

2 基金は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

3 基金の賛助会員になろうとする者は、氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、定款及び代表権を有する者の氏名を記載した書面を基金に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第 9 条 会員は、総会の決議により会費を負担する。ただし、第 6 条第 2 項第 1 号、第 4 号及び第 6 号の資格による会員並びに総会の議決により会費の負担を免除された正会員は、この限りでない。

2 会員は、前項の規定による会費の払込みについて、相殺をもって基金に対抗することができない。

3 既納の会費は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(届 出)

第 10 条 会員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を基金に届け出なければならない。

(1) 会員たる資格を失ったとき。

(2) 氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき。

(3) 定款又は規約に変更があったとき。

(4) 代表権を有する者の氏名又は住所に変更があったとき。

(脱 退)

第 11 条 会員は、次の事由によって脱退する。

(1) 会員たる資格の喪失

(2) 除 名

(3) 死亡又は解散

2 会員は、前項の規定によるほか、6 ヶ月前までに書面をもって基金に予告し、当該事業年度の終りにおいて脱退することができる。ただし、基金と損失補償契約を締結している会員であって、その契約期間が満了していないものについては、この限りでない。

(除 名)

第 12 条 基金は、会員が次の各号の一に該当するときは総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には、基金は、総会の会日の 10 日前までにその会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会において議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) 基金の定款、業務方法書又は規程に違反したとき。

(2) 基金の業務を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2 基金は、除名の議決があったときは、その理由を明らかにした書面をもって、これを会員に通知するものとする。

第 13 条 削 除

第 3 章 役 員 等

(役員の数及び選任)

第 14 条 基金は、役員として理事 20 名以上 24 名以内及び監事 3 名又は 4 名を置く。

- 2 役員は、総会において選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事は、理事長 1 名、副理事長 2 名及び常務理事 1 名を互選する。
- 5 理事のうち、同一親族（3 親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。）、特定の企業の関係者又は所管する官庁の出身である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
また、同一業界の関係者が占める割合は、現在理事数の 2 分の 1 としなければならない。
- 6 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第 15 条 理事長は、基金を代表し、基金の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、基金の日常の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 理事長、副理事長及び常務理事以外の理事は、あらかじめ理事長が定めた順序により、理事長、副理事長及び常務理事がともに欠けたときは、その職務を行う。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行の状況について、不整の事実を発見したときは、これを総会、理事会又は農林水産大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。

(役員任期)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任する役員任期は、前任者又は他の役員残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の解任)

第 17 条 役員は、基金の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、これを解任することができる。この場合において、基金は、その総会の開催の日の 10 日前までにその役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第 17 条の 2 役員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員には、総会の議決を経て、報酬を払うことができる。

(運営委員会)

第 18 条 基金に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、理事長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。

- (1) 配合飼料の価格差補てんに関する事項
- (2) 平均払事業に関する事項
- (3) その他基金の目的を達成するために必要な事項

3 運営委員は、30 名以内とし、次の者のうちから理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

- (1) 畜産経営者
- (2) 会員又はその役職員
- (3) 配合飼料又は畜産経営に関し学識経験を有する者

4 この定款に規定するもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

第 4 章 総会及び理事会

(総会の種別等)

第 19 条 理事長は、毎事業年度 1 回以上通常総会を招集するものとする。

2 理事長は、次の各号の一に該当するときは、臨時総会を招集するものとする。

- (1) 理事会において必要と認めたとき。
- (2) 正会員現在数の 3 分の 1 以上又は監事から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して総会の招集を請求したとき。

3 理事長は、前項第 2 号の請求があったときは、その請求のあった日から 20 日以内に総会を召集しなければならない。

4 監事は、次の場合に総会を招集する。

- (1) 理事長の職務を行う者がいないとき、又は第 2 項第 2 号の請求があった場合において、理事長が正当な理由がないのに、総会招集の手続きをしないとき。
- (2) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により必要と認めるとき。

5 総会の招集の通知は、その会日の 10 日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を示してこれを行うものとする。

(総会の機能)

第 20 条 この定款において別に定めるもののほか、基金の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の議決権)

第 21 条 正会員は、1 会員につき 1 個の議決権を有する。

(総会の議決方法)

第 22 条 総会は、正会員現在数の過半数にあたる正会員が出席しなければ議事を開いて議決することができない。

2 前項の規定により、議事を開いて議決することができないときは、理事長は、20 日以内に、さらに総会を招集しなければならない。

3 総会においては、第 19 条第 5 項の規定によりあらかじめ通知された事項に限って議決することができる。ただし、第 24 条に規定する事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、この定款で別に規定する場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

(総会の議長)

第 23 条 総会の議長は、出席した正会員のうちから選任する。

(総会の特別の議決事項)

第 24 条 次の事項は、出席した正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 解散及び残余財産の処分
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による議決)

第 25 条 正会員は、第 19 条第 5 項の規定によりあらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

3 第 1 項の書面は、総会の会日の前日までに基金に到達しないときは、無効とする。

4 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を基金に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第 26 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、議長及び総会で選出された議事

録署名人2名以上がこれに署名し、押印しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 出席会員の現在数、出席正会員数及び出席正会員の氏名（書面議決者及び議決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選出に関する事項

2 前項の規定による議事録は、常に基金に備え置き、会員の要求があつた場合は閲覧に供しなければならない。

（理事会）

第 27 条 理事会は、理事をもって構成し、この定款において別に定める事項のほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 業務を運営するための方針に関する事項
- (2) 総会の招集及び総会に附議すべき事項
- (3) 諸規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、理事長が必要と認めた事項

2 理事会の議長は、理事長が任にあたる。

（理事会の招集）

第 28 条 理事会は、第 15 条第 5 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事の現在数の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があつたときは、理事長は、遅滞なく理事会を招集しなければならない。

（準用）

第 29 条 第 19 条第 5 項、第 22 条、第 25 条及び第 26 条の規定は、理事会に準用する。この場合において、「総会」とあるのは、「理事会」と、「正会員」とあるのは、「理事」と読み替えるものとする。

第 5 章 事務局等

（職員）

第 30 条 基金は、その事務を処理するため、職員を置く。

2 職員は理事長が任命する。

（書類及び帳簿の備付け及び閲覧）

第 31 条 基金は、主たる事務所に、この定款で定めるもののほか、次に掲げる資料を備え付けておかなければならない。

- (1) 定 款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 会員の異動に関する書類
- (7) 役員の履歴書及び職員の名簿及び履歴書
- (8) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (9) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (10) その他必要資料

2 前項第1号から5号まで及び第42条第1項の資料については、原則として、一般の閲覧に供しなければならない。

第 6 章 業務の執行

(業務方法書)

第 32 条 基金は、業務方法書をもって、次に掲げる事項を規定するものとする。

- (1) 配合飼料の価格差補てんの契約及び異常補てん交付金交付契約に関する事項
- (2) 通常補てん積立金及び異常補てん積立金に関する事項
- (3) 配合飼料の価格差補てんの方法に関する事項
- (4) 平均払事業に係る損失補償契約に関する事項
- (5) 平均払事業に係る仮払原資の融通に関する事項
- (6) 平均払事業に係る助成に関する事項
- (7) 業務の委託に関する事項
- (8) その他業務の運営に関する重要事項

2 業務方法書の作成及び変更については、総会の議決を経て行うものとする。

3 第6条第2項第5号の資格による会員は、あらかじめ基金と協議の上、配合飼料価格差補てん事業の業務の方法に関する規程を定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業年度)

第 33 条 基金の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 34 条 基金の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄 付 金

- (2) 第9条第1項の会費
- (3) 通常補てん積立金
- (4) 異常補てん積立金及び異常補てん交付金
- (5) 仮払事業資金たる拠出金
- (6) 平均払事業に伴う収入、助成金及び交付金
- (7) 融通事業に伴う収入
- (8) 資産から生ずる果実
- (9) その他の収入

2 基金の資産は、補てん事業財産、仮払事業資金財産、平均払事業財産、融通事業財産及び普通財産とする。
なお、補てん事業財産については、通常補てん準備財産及び異常補てん準備財産に細分する。

第 35 条 削 除

(通常補てん準備財産)

第 36 条 通常補てん準備財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 通常補てん積立金
- (2) 通常補てん準備財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 普通財産の収支差額から繰り入れた財産
- (4) 第36条の2第3項の規定により通常補てん準備財産に繰り入れた財産
- (5) 社団法人全国配合飼料供給安定基金又は社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金から移管された畜産経営者が積み立てた通常補てん積立金
- (6) 前各号に掲げる財産から生ずる果実

2 通常補てん準備財産は、次の各号の一に該当する場合を除き、これを取り崩してはならない。

- (1) 配合飼料の通常価格差補てん金の交付又は通常補てん積立金の返還に要する資金に充てる場合
- (2) 第40条第2項の規定による借入金の償還に充てる場合
- (3) 畜産経営者が積み立てた通常補てん積立金の社団法人全国配合飼料供給安定基金又は社団法人全国畜産配合飼料価格安定基金への移管に充てる場合

3 第1項第6号に掲げる果実については、理事会の議決を経て、第2項の規定にかかわらず、普通財産に繰り入れることができる。

(異常補てん準備財産)

第 36 条の2 異常補てん準備財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 異常補てん積立金
- (2) 異常補てん交付金
- (3) 前各号に掲げる財産から生ずる果実

2 異常補てん準備財産は、異常補てん積立金として納付する場合及び異常価格差補てん金の交付に充てる場合を除き、これを取り崩してはならない。

- 3 第1項第1号に掲げる財産から生ずる果実については、理事会の議決を経て、前項の規定にかかわらず、通常補てん準備財産又は普通財産に繰り入れることができる。ただし、普通財産への繰り入れは、普通財産に著しく不足が見込まれる場合に限るものとする。

(仮払事業資金財産)

第36条の3 仮払事業資金財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 仮払事業資金財産と指定して拠出された資金
 - (2) 仮払事業資金財産と指定して寄付された財産
- 2 仮払事業資金財産から生ずる果実については、次条に掲げる平均払事業財産に繰り入れることができる。ただし、融通事業財産又は普通財産に著しく不足が見込まれる場合は、融通事業財産又は普通財産に繰り入れることができる。
- 3 基金は、正会員からその拠出した第1項第1号の資金の額の全部又は一部の払戻しの請求があったときは、払い戻すことができる。ただし、基金と損失補償契約を締結している正会員であってその契約期間が満了していない者については、この限りでない。
- 4 仮払事業資金財産は、前項の規定により払い戻す場合のほか、これを取り崩してはならない。

(平均払事業財産)

第36条の4 平均払事業財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 前条第2項の規定により平均払事業財産に繰り入れた財産
 - (2) 平均払事業に係る助成金及び交付金
 - (3) 平均払事業に伴う収入
 - (4) 借入金
- 2 平均払事業財産は、次の各号に掲げる事業に要する経費の支弁に充てるものとする。
- (1) 平均払事業に係る損失補償事業
 - (2) 平均払事業促進のための助成事業
- 3 第1項第2号に掲げる平均払事業に係る助成金及び交付金並びに同項第3号に掲げる平均払事業に伴う収入については、融通事業財産又は普通財産に繰り入れることができる。

(融通事業財産)

第36条の5 融通事業財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 第36条の3第2項ただし書及び第36条の4第3項の規定により融通事業財産に繰り入れた財産
 - (2) 融通事業に伴う収入
 - (3) 借入金
- 2 融通事業財産は、次の各号に掲げる事業に要する経費の支弁に充てるものとする。
- (1) 平均払事業に係る融通事業
 - (2) 融通事業に係る貸付金利の負担軽減のための事業

(普通財産)

第 37 条 普通財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄 付 金
- (2) 第 9 条第 1 項の会費
- (3) 第 34 条第 1 項第 10 号に掲げる収入
- (4) 第 36 条第 3 項、第 36 条の 2 第 3 項、第 36 条の 3 第 2 項ただし書及び第 36 条の 4 第 3 項の規定により繰り入れた財産
- (5) その他の通常補てん準備財産、異常補てん準備財産、仮払事業資金財産、平均払事業財産及び融通事業財産以外の財産
- (6) 前各号に掲げる財産から生ずる果実

(資産の管理)

第 38 条 基金の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は、次に掲げる各号によるほか、理事会の議決を経て別に定めるところによるものとする。

- (1) 理事会の定める金融機関への預金
- (2) 国債、地方債、金融債、特別の法律により法人の発行する債券の取得

(管理費の支弁)

第 39 条 基金の管理費は、普通財産をもって支弁する。

(借 入 金)

第 40 条 基金は、管理費並びに第 3 条各号の事業に要する経費のうち通常補てん準備財産、異常補てん準備財産、平均払事業財産及び融通事業財産をもって支弁されるもの以外の経費の支弁に充てるため、理事会の議決を経て、当該事業年度内において普通財産をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。ただし、普通財産の資金の不足から償還することができない金額に限り、これを借り換えることができる。

2 基金は、配合飼料の通常価格差補てん金の交付に充てるため、通常補てん準備財産に不足が生じたときは、理事会の議決を経て、あらかじめ総会において定めた額を限度として、当該事業年度内において通常補てん準備財産をもって償還する借入金の借入れをすることができる。ただし、通常補てん準備財産の資金の不足から償還することができない金額に限り、これを借り換えることができる。

3 基金は、平均払事業に係る損失の補償に要する支払い及び必要原資の融通に要する資金に充てるため、あらかじめ総会において定めた額を限度として、一時借入金を借入れることができる。

4 基金は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会に出席した正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受け、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算書)

第 41 条 理事長は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算書の案を作成し、総会に出席した正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が決定しないときは、直近に開催される総会において収支予算が決定するまでの間、理事会の議決を経て、前年度の収支予算に準じて暫定予算を編成し、収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、当該年度の収支予算が直近に開催される総会において決定したときは、これを当該年度の収支予算に基づいてなしたものとみなす。

(事業報告及び収支計算書等)

第 42 条 理事長は、毎事業年度終了後遅滞なく、次に掲げる書類を作成し、通常総会開催の 10 日前までに監事に提出して、監事の監査を受けるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 財産目録
- (5) キャッシュ・フロー計算書
- (6) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を監査し、監査報告書を作成の上、これを総会に提出しなければならない。

3 理事長は、第 1 項に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会に出席した正会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数による議決を経た後、これを事務所に備え置かなければならない。

(報 告)

第 43 条 理事長は、毎事業年度開始の日から 3 月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣あてに提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度の貸借対照表及び財産目録
- (3) 前年度の収支計算書、正味財産増減計算書及びその年度の収支予算書
- (4) 前年度末の会員名簿及び前年度における会員の異動状況を記載した書類

第 8 章 雑 則

(定款の変更)

第 44 条 この定款の変更は、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければ行うことができない。

(解 散)

第 45 条 基金は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項第 2 号の規定によるほか、総会の議決

を経て、かつ、農林水産大臣の認可を受けて解散する。

(残余財産の処分)

第 46 条 基金が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経て、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、類似の目的を有する公益法人にこれを処分するものとする。

(細 則)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、基金の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、基金の設立の日から施行する。
- 2 基金の設立当初の役員は、第 14 条の規定にかかわらず、つぎのとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、第 1 回の通常総会終了の日までとする。

(理 事)

〃	(理 事 長)	河田 四郎
〃	(副理事長)	松田 清
〃	(常務理事)	神代 一規
〃		加藤 敏雄
〃		岡本 久三
〃		平野 賢治
〃		中橋 久治
〃		池口 山三
〃		米山 清一
〃		木村 新
〃		岡 幹雄
〃		見田 直之
〃		鈴木 康男
〃		窪田 蔵

(監 事)

〃		鈴木 要七
〃		秦野善治郎

- 3 基金の設立当初の事業年度は、第 33 条の規定にかかわらず、基金の設立の日から昭和 49 年 3 月 31 日までとする。
- 4 昭和 48 年 3 月または 4 月に畜産振興事業団から交付された補助金は、第 36 条第 1 項の規定にかかわらず、通常補てん準備財産の一部を構成するものとする。

- 5 畜産振興事業団からの出資金の運用により生ずる果実に相当する額は、第 37 条の規定にかかわらず、農林省畜産局長が別に指示するまでの間は、通常補てん準備財産に繰り入れるものとする。
- 6 基金は、第 1 事業年度に限り、第 40 条第 2 項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て、あらかじめ総会において定めた額を限度として、特別の借入金の借入れをすることができる。
- 7 基金は、前項の規定に基づき特別の借入金の借入れをした場合においては、当該借入金の返済が完了するまでの間、毎事業年度末において、通常補てん準備財産に欠損が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。
- 8 削 除
- 9 基金は、第 4 事業年度に限り、第 40 条第 2 項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て、あらかじめ総会において定めた額を限度として、第 5 事業年度内において通常補てん準備財産をもって償還する借入金の借入れをすることができる。
- 10 削 除
- 11 削 除
- 12 基金は、第 8 事業年度に限り、通常補てん準備財産 に欠損が生じたときは、翌事業年度における通常補てん準備財産をもって支弁することとして、翌事業年度に繰り越すことができる。
- 13 基金は、第 11 事業年度に限り、通常補てん準備財産に欠損が生じたときは、翌事業年度における通常補てん準備財産をもって支弁することとして、翌事業年度に繰り越すことができる。
- 14 基金は、第 17 事業年度に限り、通常補てん準備財産に欠損が生じたときは、翌事業年度における通常補てん準備財産をもって支弁することとして、翌事業年度に繰り越すことができる。
- 15 社団法人配合飼料供給安定機構（以下「機構」という。）の異常補てん準備財産の復元を目的として納入された復元積立金は、第 36 条第 1 項の規定にかかわらず、通常補てん準備財産の一部を構成するものとする。
- 16 基金は、平成 14 年度第 1 四半期に限り、第 3 条各号に掲げる事業のほか、牛用配合飼料を対象とする BSE 特別価格差補てん契約及び BSE 特別補てん財源交付金交付契約の締結、BSE 特別補てん積立金の徴収及び BSE 特別価格差補てん金の交付を行うことができる。
- 17 基金は、第 32 条に掲げる事項のほか、業務方法書をもって、次に掲げる事項を規定するものとする。
 - (1) BSE 特別価格差補てん契約及び BSE 特別補てん財源交付金交付契約に関する事項
 - (2) BSE 特別補てん積立金に関する事項
 - (3) BSE 特別価格差補てんの方法に関する事項
 - (4) その他当該業務の運営に関する重要事項
- 18 基金の資産は、第 34 条第 2 項に掲げる資産のほか、BSE 特別補てん準備財産を設けるものとする。
- 19 BSE 特別補てん準備財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) BSE 特別補てん積立金
 - (2) BSE 特別補てん財源交付金
 - (3) 通常補てん準備財産から借入れた借入金
 - (4) 前各号に掲げる財産から生ずる果実

- 20 BSE 特別補てん準備財産は、BSE 特別価格差補てん金の交付に要する資金に充てる場合及び前項第 3 号に掲げる借入金の償還に充てる場合を除き、これを取り崩してはならない。
- 21 19 の (4) に掲げる果実については、理事会の議決を経て、前項の規定にかかわらず、普通財産に繰り入れることができる。
- 22 基金は、BSE 特別価格差補てん金の交付に充てるため、必要がある場合には、理事会の議決を経て、あらかじめ総会において定めた額を限度として、第 36 条第 2 項の規定にかかわらず、通常補てん準備財産から借入金の借り入れを行うことができる。
- 23 通常補てん準備財産は、第 36 条第 2 項の規定にかかわらず、機構の異常補てん準備財産の復元のための支出に充てる場合において、これを取り崩すことができる。
- 24 基金は、第 24 事業年度に限り、第 40 条第 2 項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て、同項の規定によりあらかじめ総会において定めた額を限度として、翌事業年度内において通常補てん準備財産をもって償還する特別の借入金の借入れをすることができる。この場合において、通常補てん準備財産に欠損が生じたときは、翌事業年度における通常補てん準備財産をもって支弁することとして、翌事業年度に繰り越すことができる。
- 25 基金は、第 25 事業年度に限り、第 40 条第 2 項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て、同項の規定によりあらかじめ総会において定めた額を限度として、翌事業年度内において通常補てん準備財産をもって償還する特別の借入金の借入れをすることができる。この場合において、通常補てん準備財産に欠損が生じたときは、翌事業年度における通常補てん準備財産をもって支弁することとして、翌事業年度に繰り越すことができる。
- 26 基金は、第 35 事業年度に限り、第 40 条第 2 項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て、あらかじめ総会において定めた額を限度として、翌事業年度内において通常補てん準備財産をもって償還する特別の借入金の借入れをすることができる。
- 27 基金は、第 36 事業年度及び第 37 事業年度に限り、第 40 条第 4 項の規定にかかわらず、通常補てん金の交付に充てるため、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受け、通常補てん準備財産をもって償還する長期借入金の借入れをすることができる。
- 28 異常補てん準備財産は、第 36 条の 2 第 1 項に掲げる事項のほか、社団法人配合飼料供給安定機構から交付される特別交付金をもって構成する。
- 29 前項による特別交付金については、理事会の議決を経て、通常補てん準備財産に繰り入れることができる。
- 30 通常補てん準備財産は、第 36 条第 1 項に掲げる事項のほか、27 項の規定により借り入れた財産及び前項により異常補てん準備財産から繰り入れた特別交付金をもって構成するものとする。
- 31 通常補てん準備財産は、第 36 条第 2 項の規定にかかわらず、通常補てん準備財産を取り崩して、27 項の規定による借入金の償還及び当該借入金に係る利子相当額の支払に充てるものとする。

附 則 (昭和 49 年 1 月 25 日農林省指令 49 畜 B 第 158 号)

- 1 変更後の定款は、農林大臣の認可のあった日から実施し、昭和 48 年 10 月 1 日から適用する。

2 基金は、第2事業年度及び第3事業年度において徴収した特別補てん積立金及びこれから生ずるか果実については、配合飼料価格安定緊急対策事業実施要綱(昭和49年1月19日付49畜B第86号)に基づき、補助金の国庫納付が完了するまでの間特別補てん準備財産を構成する他の財産と区分して経理するものとする。

「特別補てん積立金及び特別価格差補てん金制度の制定に伴う変更……第3条第1項第1号、第32条第1項第2号、第34条第1項第4号、第5号、第2項、第36条第1項、第2項、第3項、第36条の2第1項、第2項、第37条第1項第1号、第2号、第38条第1項、第40条第1項、第2項、第41条第1項、第2項、第3項、附則4、5、7」

附 則 (昭和50年3月31日農林省指令50畜B第792号)

変更後の定款は、農林大臣の認可のあった日から実施する。

「異常補てん積立金及び異常価格差補てん金制度の制定に伴う変更……第3条第1項第1号、第13条第2項、第13条の2、第21条第1項第4号、第5号、第6号、第7号、第32条第1項第1号、第2号、第34条第1項第5号、第6号、第7号、第2項、第35条第2項、第36条第1項第4号、第5号、第36条の3第1項、第2項、第3項、第37条第1項第4号、第5号、第38条第1項、第41条第1項第3号」

附 則 (昭和51年5月6日農林省指令51畜B第1038号)

変更後の定款は、農林大臣の認可のあった日から実施し、昭和51年4月1日から適用する。

「特別補てん積立金から生ずる果実を普通財産に繰り入れるための変更……第36条の2第3項、第37条第1項第4号」

附 則 (昭和51年8月24日農林省指令51畜B第1917号)

変更後の定款は、農林大臣の認可のあった日から実施する。

「副理事長の定数増員のための変更……第14条第4項」

附 則 (昭和52年3月30日農林省指令52畜B第529号)

変更後の定款は、農林大臣の認可のあった日から実施する。

「基金協会の加入、役員評議員の増員のための変更……第6条第2項第4号、第8条第1項第2号、第14条第1項、第19条第3項、第32条第3項

公共団体が特別の法律に基づき発行する債券の取得のための変更……第38条第1項第2号

異常補てん準備財産に残余が生じた場合通常補てん準備財産に繰り入れることができるための変更……附則8

第5事業年度内において通常補てん準備財産において定款に定める限度額以上を借入れるための変更……附則

9

附 則 (昭和52年7月8日農林省指令52畜B第1473号)

1 変更後の定款は、農林大臣の認可のあった日から実施し、昭和52年3月31日から適用する。

2 附則第 10 項の規定により通常補てん準備財産に繰り入れられた財産は、農林省畜産局長が別に指示するまでの間、通常補てん準備財産を構成する他の財産と区分して経理するものとする。

「 第 4 事業年度の特別補てん積立金及びその果実の合計額を通常補てん準備財産に繰り入れるための変更……附則 10 」

附 則 (昭和 53 年 4 月 3 日農林省指令 53 畜 B 第 588 号)

変更後の定款は、農林大臣の認可のあった日から実施する。

「 異常補てん準備財産より通常補てん準備財産に繰り入れることをとりやめるための変更 ……附則 8 削除 」

附 則 (昭和 53 年 9 月 11 日農林省指令 53 畜 B 第 2166 号)

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から実施し、昭和 53 年 7 月 5 日から適用する。

「 農林省の省名変更のための変更 ……第 32 条、第 45 条、第 47 条、第 48 条 」

附 則 (昭和 55 年 1 月 17 日農林水産省指令 54 畜 B 第 2001 号)

定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から実施する。

「 通常補てん積立金の果実を普通財産に繰り入れるための変更 ……第 36 条第 4 項、第 37 条第 1 項第 4 号、第 41 条第 2 項 」

会計基準に基づく用語の変更のための変更……第 21 条第 1 項第 6 号、第 44 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 45 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号 」

附 則 (昭和 55 年 7 月 17 日農林水産省指令 55 畜 B 第 1885 号)

1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から実施し、昭和 55 年 3 月 31 日から適用する。

2 附則第 11 項の規定により通常補てん準備財産に繰り入れられた財産は、農林水産省畜産局長が別に指示するまでの間、通常補てん準備財産を構成する他の財産と区分して経理するものとする。

「 第 7 事業年度の特別補てん積立金（積戻しの額）を通常補てん準備財産に繰り入れるための変更 ……附則 11 」

附 則 (昭和 56 年 6 月 12 日農林水産省指令 56 畜 B 第 1530 号)

この変更後の定款は、農林水産大臣の認可のあった日から実施し、昭和 56 年 3 月 31 日から適用する。

「 第 8 事業年度に限り、通常補てん準備財産に欠損を生じたときは、翌事業年度に繰り越すことができるための変更……附則 12 」

附 則 (昭和 58 年 8 月 3 日農林水産省指令 58 畜 B 第 1940 号)

この変更後の定款は、農林水産大臣の認可のあった日から実施する。

「 昭和 48 年度において国庫より交付を受けた補助金の返還終了に伴う特別補てん準備財産勘定の廃止に伴う変更
……第 3 条第 1 項第 1 号、第 32 条第 1 項第 2 号、第 34 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 38 条、第 40 条第 1
項、第 41 条第 3 項、原始附則 10、11 削除
字句変更のための変更……第 14 条第 1 項第 4 号、第 33 条 」

附 則（昭和 59 年 9 月 14 日農林水産省指令 59 畜 B 第 2208 号）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から実施し、昭和 59 年 3 月 31 日から適用する。

「 第 11 事業年度に限り、通常補てん準備財産に欠損を生じたときは、翌事業年度に繰り越すことができるための
変更……附則 13 」

附 則（昭和 60 年 6 月 28 日農林水産省指令 60 畜 B 第 1664 号）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

「 会員から会費を徴収することができるための変更……第 6 条第 3 項、第 9 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 34 条第 1
項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 2 項、第 37 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、
第 6 号 」

附 則（平成 2 年 3 月 30 日農林水産省指令 2 畜 B 第 326 号）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

「 第 17 事業年度に限り、通常補てん準備財産に欠損を生じたときは、翌事業年度に繰り越すことができるための
変更……附則 14 」

附 則（平成 3 年 7 月 31 日農林水産省指令 3 畜 B 第 1508 号）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

「 復元積立金及び復元金支出のための変更……附則 15、16 」

附 則（平成 8 年 12 月 10 日農林水産省指令 8 畜 B 第 1717 号）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行し、平成 8 年 10 月 1 日から適用する。

「 畜産振興事業団の名称変更のための変更……第 6 条第 2 項第 5 号 」

附 則（平成 9 年 2 月 28 日農林水産省指令 9 畜 B 第 177 号）

この変更後の定款は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

「 第 24 事業年度に限り、通常補てん準備財産に欠損を生じたときは、翌事業年度に繰り越すことができるための
変更……附則 17 」

附 則（平成 9 年 11 月 10 日農林水産省指令 9 畜 B 第 1654 号）

この変更後の定款は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

「 第 25 事業年度末に生ずる欠損の取扱を定めるための変更……附則 18 」

附 則（平成 11 年 7 月 12 日農林水産省指令 11 畜 B 第 1063 号）

- 1 変更後の定款は、農林水産大臣の認可のあった日（平成 11 年 7 月 12 日）から施行する。
- 2 定款変更の認可の日に現に役員である者については、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、任期は平成 13 年 5 月 28 日までとする。

「 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成 8 年 9 月 10 日閣議決定）等に基づく変更……第 3 条；第 6 条第 1 項、第 2 項第 2 号；第 9 条第 4 項；第 10 条第 1 号、第 2 号；第 11 条第 1 項第 3 号；第 12 条第 1 項第 1 号、第 2 号；第 13 条第 1 項；第 14 条第 1 項、第 2 項、第 5 項；第 15 条第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項；第 6 条第 1 項、第 2 項、第 3 項；第 17 条；第 18 条第 3 項；第 19 条第 1 項、第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 項第 1 号、第 5 項；第 20 条；第 21 条；第 22 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項；第 23 条；第 24 条第 3 号、第 4 号；第 25 条第 1 項；第 26 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 2 項；第 27 条第 2 号、第 3 号；第 28 条第 2 項；第 29 条；第 30 条第 1 項、第 2 項；第 31 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号；第 32 条第 2 項；第 34 条第 1 項第 2 号；第 35 条第 1 項第 3 号、第 2 項、第 3 項；第 36 条第 1 項第 3 号、第 2 項、第 3 項；第 36 条の 2 第 2 項；第 37 条；第 40 条第 1 項、第 2 項、第 3 項；第 41 条第 1 項、第 2 項、第 3 項；第 42 条第 5 号；第 43 条第 1 号、第 3 号；第 44 条；第 45 条；第 46 条」

附 則（平成 14 年 7 月 26 日農林水産省指令 14 生畜第 2669 号）

変更後の定款は、農林水産大臣の認可のあった日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

「 常勤の役員以外の役員は、無報酬であることの規定及び平成 14 年第 1 四半期（4 月～6 月）において、牛用配合飼料を対象に 1 トン 1,300 円の BSE 特別価格差補てん金を交付するための変更……第 17 条の 2、附則 16～22」

附 則（平成 15 年 1 月 31 日農林水産省指令 14 生畜第 6298 号）

変更後の定款は、平成 15 年 1 月 31 日から施行する。

「 社団法人全日本畜産経営安定基金協会の事業を継承するため等の変更……第 1 条；第 2 条；第 3 条第 2 号、第 3 号；第 4 条；第 6 条第 2 項第 2 号、第 3 号；第 8 条第 1 号、第 2 号、第 3 号；第 9 条の 2 第 1 項、第 3 項；第 10 条第 3 号；第 11 条第 2 項；第 14 条第 1 項、第 6 項、第 7 項；第 15 条第 5 項；第 18 条；第 19 条第 4 項第 2 号；第 32 条第 1 項第 4 号～第 8 号、第 3 項；第 34 条第 6 号～第 9 号、第 2 項；第 36 条の 3～第 36 条の 5；第 37 条第 3 号、第 5 号～第 7 号；第 40 条第 1 項、第 3 項～第 4 項；第 41 条第 1 項；第 42 条第 1 項第 3 号～第 5 号、第 2 項、第 3 項；第 44 条；第 47 条」

附 則（平成 16 年 3 月 31 日農林水産省指令 15 生畜第 4657 号）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 16 年 3 月 31 日）から施行する。

「 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年 12 月 4 日法律第 126 号）の施行に伴う変更……第 6 条第 2 項第 6 号

法人の運営の適正化を図るための整備に伴う変更……第 4 条；第 15 条第 5 項第 4 号；第 28 条；第 31 条；第 4 条

附 則（平成 16 年 7 月 23 日農林水産省指令 16 生畜第 847 号）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 16 年 7 月 23 日）から施行する。

「 公告の規定の削除に伴う変更……第 5 条

更なる法人の適正な運営を行うための変更……第 14 条第 5 項；第 15 条第 5 項第 3 号；第 19 条第 2 項第 2 号；第 22 条第 4 項」

附 則（平成 18 年 7 月 19 日農林水産省指令 18 生畜第 1042 号）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 18 年 7 月 19 日）から施行する。

なお、第 36 条第 1 項第 5 号及び同条第 2 項第 3 号の規定にあつては、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

「 総会の議事録の議事録署名人を簡略化する変更……第 26 条

基金間移動の導入に伴う変更……第 36 条第 1 項第 5 号；第 6 号；第 2 項第 1 号；第 2 号；第 3 号」

附 則（平成 19 年 7 月 30 日農林水産省指令 19 生畜第 898 号）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 19 年 7 月 30 日）から施行する。

「 公益法人会計基準の改正等に伴い、大規模公益法人においては、財務諸表にキャッシュフロー計算書を加えることとされたことによる変更……第 42 条」

附 則（平成 19 年 12 月 17 日農林水産省指令 19 生畜第 1613 号）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 19 年 12 月 17 日）から施行する。

「 第 35 事業年度に限り、通常補てん準備財産の欠損は、(社)配合飼料供給安定機構からの特例貸付措置により対処し、翌事業年度の通常補てん準備財産をもって償還が行えるようにするための変更……附則 26」

附 則（平成 20 年 4 月 17 日農林水産省指令 20 生畜第 185 号）

この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 20 年 4 月 17 日）から施行する。

「 第 36 事業年度及び第 37 事業年度に限り、第 40 条第 4 項の規定にかかわらず、・・・長期借入金の借入れを行うための変更…… 附則 27～31」

附 則（平成 21 年 4 月 23 日農林水産省指令 21 生畜第 233 号）

- 1 この定款の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 21 年 4 月 23 日）から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の際現に変更前の定款第 7 条の規定による出資された出資金及び同定款第 35 条の規定による基本財産を構成している出資金は、それぞれ、変更後の定款第 7 条の規定による預けられた入会預り金とみなす。
- 3 この定款の変更の施行の際現に変更前の定款第 8 条の規定による理事会の承認を得ている出資会員は、変更後の定款 8 条の規定による理事会の承認を得た正会員とみなす。
- 4 この定款の変更の施行の際現に変更前の定款第 13 条の 2 の規定により出資された外部出資金は、変更後の定

款第7条の規定による預けられた入会預り金から出資されているものとみなす。

「 「出資会員」を「正会員」に、「出資金」を「入会預り金」に改めるための変更……第6条；第7条；第8条；第9条；第19条；第21条；第22条；第23条；第24条；第25条；第26条；第29条；第36条第3項；第36条の3；第37条；第40条；第41条；第42条

基本財産に関する規定を削る…… 第13条；第35条；第36条；第37条；第46条

」